

令和7年度私立学校安全対策促進事業費補助金について

1 補助金の概要

園舎・校舎等の教育施設の耐震化を図るために、平成15年度から開始した補助。平成19年度から、個人立又は宗教法人立幼稚園に対しても補助を実施。令和7年度においても引き続き、これらの学校・幼稚園に対し、補助を行う。

2 令和7年度における補助の内容

事業内容	補助対象経費（※1）	補助対象経費限度額（※2）	補助率（額）（※3）
1 耐震診断	耐震診断経費	なし	補助対象経費の4／5以内
2 耐震補強工事及び付帯工事	・工事費 ・実施設計費（但し補助対象工事費の 5% を上限とする）	1 学校・園につき 3億円 。 ただし、同一年度に複数の棟を対象として耐震工事を行う場合は、1 学校・園につき 6億円 。	耐震診断数値の結果により、①か②を適用する。 ①補助対象経費の2／3以内。 【鉄筋・鉄骨造等】 ・Is 値が0.3 以上 0.7 未満 ・q 値が0.5 以上 1.0 未満 ・CtuSd 値が0.15 以上 0.3 未満 【木造】 ・lw 値が0.7 以上 1.1 未満 ②補助対象経費の4／5以内。 【鉄筋・鉄骨造等】 ・Is 値が0.3 未満 ・q 値が0.5 未満 ・CtuSd 値が0.15 未満 【木造】 ・lw 値が0.7 未満
3 耐震改築工事及び付帯工事	建物の補助対象面積（※4）に補助単価を乗じて得た額		
4 アスベストの除去、封じ込め又は囲い込み工事	・工事費 ・調査分析費 ・実施設計費	1 学校・1 園あたり 2億円 。	補助対象経費の 1／2 以内 国庫補助事業の補助対象となった事業については、国が認める補助対象経費の1/3 以内

※1 補助対象経費には消費税を含みます。

※2 複数にわたる当事業内容を行う場合（例：診断と補強を同一年度に行う等）の補助対象限度額は、全補助対象経費の合計に対しての限度額となります。

※3 算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。

また、国庫補助事業の補助対象となった事業で、同一の補助対象経費部分については、国庫補助金相当額を差し引いて補助します。ただし、アスベストについては国庫補助の上乗せが可能です。

※4 対象となる旧建物のうち、耐震上問題のない階層の面積は補助対象になりません。